

## 第6回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 星野雅彦は、令和5年11月27日、午前9時00分、農業委員を足利市役所に召集し、第6回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	入江泰三	2	仲江川 昇	3	岡田稔男
4	蓼沼克夫	5	今泉文子	6	森山正和
7	桐生さとみ	8	亀田幸雄	9	星野雅彦
10	岡村奏一	11	岩下 健	12	本島一喜
13	田島哲夫	14	齋藤 幹	15	清水 茂

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

春山和美、松崎茂夫、杉江豊子、長竹武男、川田 博、岩本仙太郎、田名網 修、増田隆夫、関口孝雄、岡部芳男、江原正司、伊藤恵一、吉岡春枝、岡田哲也、山根常夫、小林重雄、鴫田哲也、河内正夫

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 安西 健、次長 河内 厚、主幹 原島一晃、主査 齋藤秀樹、主任 大賀 俊

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は14名でございます。</p> <p>なお、6番 森山委員は遅参の連絡をいただいております。</p> <p>推進委員の出席は18名であります。</p> <p>なお、推進委員の皆さんは農業委員会等に関する法律第29条により担当地区の農地等の最適化の推進について意見を述べることができます。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第3 議案第1号から議案第6号までについて</p> <p>議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について</p>
----	---

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 足利市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」の見直しについて

只今、6番 森山委員が出席となりました。

【9時03分 出席】

以上でございます。

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達しておりますので、これより第6回足利市農業委員会総会を開会いたします。

【9時04分 開会】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

4番 蓼沼委員、11番 岩下委員を指名いたします。ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主幹 日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理につきましてご説明いたします。議案書の1ページをお開き下さい。

本件は、市街化区域内にある農地を、農地以外に転用するため、農業委員会あてに届出がなされたものにつきまして、報告するものです。本日ご報告するものは、令和5年10月11日から、11月10日までに届出があったものでございます。

それでは届出の概要について説明いたします。1ページの総括表をご覧ください。

農地法第4条の届出受理は、件数が2件、筆数が3筆、面積が234.19㎡です。

農地法第5条の届出受理は、件数が15件、筆数が21筆、面積が6,419.36㎡です。

合計いたしまして、件数が17件、筆数が24筆、面積が6,653.55㎡です。

第4条届出の詳細を2ページに掲載しております。また、第5条届出の詳細を3ページから7ページまでに掲載しております。

個別の内容については、説明を省略させていただきますが、ご不明なところ、疑問点、ご質問等ありましたらご発言いただきますようお願いいたします。説明は以上です。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の8ページをお開きください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

申請番号1番です。申請地は葉鹿町にあります田、1筆、面積は206㎡です。契約及び権利の内容は、売買による所有権の移転です。譲渡理由は、遠方に居住していて管理が難しいため手離したい、譲受理由は、住居及び自作地から近く耕作しやすいため取得したい、というものです。譲受人の現在の耕作面積は601㎡であり、本申請地を取得した後の耕作面積は807㎡となります。

議案書の61ページをお開きください。本件の調査書です。各項目のうち、第2項第1号、第4号、第6号、以上3項目についてすべて「適」となっております。各項目について説明いたします。

第1号の全部効率利用要件につきましては、譲受人が所有する農業用機械の状況、農作業に従事する者の数からみて、耕作すべき全ての農地を効率的に利用するかどうかを判断することとされています。本件の譲受人につきましては、近隣の自作地において耕作を行っており、農機具を所有していることから、要件を満たすものと考えられます。

次に、第4号の常時従事要件につきましては、譲受人が農地の取得後に、必要な農作業に常時従事するかどうかを判断することとされています。本件の譲受人及び夫は、年間150日従事する予定であり、要件を満たすものと考えられます。

次に、第6号の地域調和要件につきましては、農地の集団化、農作業の効率化等、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないか判断することとされています。本申請地は市街化調整区域の農業振興地域内、いわゆる農振白地の区域にあります。市街化区域から約150mと市街地に近い農地であり、山と集落に囲まれた、比較的生産性の低い農地です。圃場整備等の農地整備は行われておらず、申請地周辺において農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと考えられます。

以上、3つの要件はすべて「適」となり、他の項目につきましては適用がございません。

なお本件は、譲受人が申請地を取得した後の耕作面積は807㎡となりますので、いわゆる家庭菜園的な農地の取得にあたります。そのため、全員協議会申し合わせ事項であります「農地の取得に関する対応方針」に基づき、土地利用計画書の提出を求め、議案書62ページ及び63ページのとおり、譲受人から提出されております。農地区分は第2種農地に相当する区域であるため、対応方針では個別の事情に即して判断するものとされております。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

続いて、申請番号2番及び3番につきましては、関連がありますので一括して説明いたします。番号2の申請地は高松町にあります田、1筆、面積は1,133㎡です。番号3の申請地は同じく高松町にあります田、1筆、面積は1,044㎡です。契約及び権利の内容は、交換による所有権の移転であり、番号2と3の農地をお互いに交換するものです。交換の理由は、番号2の譲渡人が、自作地の水管理が不便であるため交換したい、譲受人は、自作地が斜向かいにあり不便なため交換したい、というものです。番号3につきましても、譲渡人・譲受人が逆になりますが、同様の理由でございます。

お互いに交換した場合の耕作面積はそれぞれ、番号2の譲受人が9,417㎡、番号3の譲受人が6,754㎡となります。

なお、番号3の譲受人の居住地は埼玉県川口市ですが、実家が群馬県館林市にあり、毎週末及び長期の連休には実家に来て、足利市及び館林市の自作地の耕作・管理を行っています。農機具は、館林市の実家に置いてあるとのこと。また、館林市農業委員会が発行した耕作証明書、居住地からの通作経路図を申請書に添付させ、状況を確認しております。

議案書の64ページ及び65ページをお開きください。本件の調査書です。番号2、番号3とも各項目のうち、第2項第1号、第4号、第6号、以上3項目についてすべて「適」となっております。各項目について説明いたします。

第1号の全部効率利用要件につきまして、本件の申請者は両者とも、近隣の自作地において耕作を行っており、農機具を所有していることから、要件を満たすものと考えられます。なお、番号2の譲受人は、隣接する群馬県館林市の自作地についても耕作していることを確認しております。

次に、第4号の常時従事要件につきまして、番号2の譲受人は年間150日従事する予定です。番号3の譲受人は、本人が年間200日従事するとともに、妻が年間150日従事する予定となっており、両者とも要件を満たすものと考えられます。

次に、第6号の地域調和要件につきまして、本申請地は農振農用地区域内の農地、いわゆる青地でございます。生産性が比較的高い農地であり、将来の圃場整備や農地の集積・集約化が見込まれる区域内にありますが、そのような整備計画は現時点で具体化しておらず、また、道路を挟んで隣接する農地同士の交換であることも考慮すると、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと考えられます。

以上、3つの要件はすべて「適」となり、他の項目につきましては適用がございません。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

続いて、申請番号4番です。申請地は福富町にあります田、1筆、面積は1,196㎡です。契約及び権利の内容は、売買による所有権の移転です。譲渡理由は、住居から遠方にあり耕作及び管理が難しいため手離したい、譲受理由は、経営規模を拡大するため取得したい、というものです。譲受人の現在の耕作面積は59,889.45㎡であり、本申請地を取得した後の耕作面積は61,085.45㎡となります。

議案書の66ページをお開きください。本件の調査書です。各項目のうち、第2項第1号、第4号、第6号、以上3項目についてすべて「適」となっております。各項目について説明いたします。

第1号の全部効率利用要件につきまして、本件の譲受人は認定農業者であって近隣の自作地において耕作を行っており、農機具を所有していることから、要件を満たすものと考えられます。

次に、第4号の常時従事要件につきまして、本件の譲受人は、本人が年間300日従事するとともに、妻が年間100日、後継者である子が年間200日、それぞれ従事する予定であり、要件を満たすものと考えられます。

次に、第6号の地域調和要件につきまして、本申請地は市街化調整区域の農業振興地域内、いわゆる農振白地の区域にあります。区画が整理されており、農振農用地、いわゆる青地に隣接することから、比較的生産性が高い農地であります。将来、農地の集積・集約化が見込まれる区域内にありますが、そのような整備計画は現時点で具体化しておらず、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと考えられます。

以上、3つの要件はすべて「適」となり、他の項目につきましては適用がございません。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

3条許可申請は以上の4件です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

5番 今泉委員。

5番

5番 今泉です。調査の結果を報告いたします。

資料の61ページをご覧下さい。

調査年月日は令和5年11月16日、木曜日、午前9時から、調査班は入江委員を班長といたしまして、田島委員、蓼沼委員、星野会長、私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、農地法第3条許可申請に伴い、申請地1筆の確認を行ったも

のであります。譲受人の自作地については申請地に近接しており、すべて適正に耕作がなされていることを調査時に併せて確認しました。

なお、申請地は譲受人の自宅に近接しており、耕作する他の農地や道路等の状況から、周辺地域の農地集積への影響はないものと考えられることを、調査班が確認、判断しております。

また、本案件は営農目的の取得ではなく自家消費を目的とした許可申請であり、かつ、譲受人の耕作面積が令和5年3月までの許可基準の要件であった下限面積を下回るため、許可申請書と併せ土地利用計画書を提出させ取得後の作付品目および耕作計画を確認いたしました。

なお、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、地区推進委員から意見等ございますか。

推進委員 渇水時期にもかかわらず、水が溜まっておりましたが、排水を行わなければならないかなと思いますが、その他は問題ありません。

主幹 現地は関口推進委員、調査班の皆様にご確認していただいたとおり、申請地に水が溜まっておりまして、東側の水路から水がしみだしてきているのではないかとといった状況でございます。

申請者は申請地を取得後に農地改良をして埋め立て後に畑として使用したいという予定でございますので、水溜りにつきましては解消されて、畑として使用できる見込みでございます。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、1番はそのように決定いたしました。

続いて2番から4番までを上程いたします。

本件について意見を求めます。

3番 岡田委員。

3番 岡田です。

先ほど、2番3番の交換の件につきまして、事務局から説明のあったとおりなのですが、耕作者は館林が作業基盤だという説明でしたけれど、館林の何町なのか教えていただきたい。

主幹 ただいまの質問について、館林市日向町にご実家があるということで、高松町に隣接している地域だということでございます。

3番 ありがとうございます。

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、2番から4番まではそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主任

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

11月の4条許可申請件数は1件で、一般住宅用地が1件となっております。

議案書の9ページの一覧表と、議案書後半の調査書を見ながらご説明いたします。

1番、久保田町地内の畑、1筆 330㎡となっております。

転用の用途は一般住宅用地で、隣接する宅地257.85㎡と一体で住宅を1棟建築しようとするもので、申請事由は記載のとおりとなっております。

農地区分は第1種農地となりますが、他の住宅に接しているため、不許可の例外に該当するものです。

モニターをご覧ください。現地の様子をご覧のとおりです。

なお、本案件は過去に「農業用施設用地」として許可を受けておりましたが、目的どおり転用行為を実行しなかったため、今般の転用目的である一般住宅用地として改めて許可を受けるものです。

議案書の67ページをお開きください。

左側調査書の上部に面積を載せておりますが、正しくは、330㎡となっております。

訂正をお願いいたします。

調査書の各項目とも適正なものと判断しております。

以上が、4条許可の審議案件1件でございます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第2号はそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主任

議案第3号 農地法第5条許可申請についてご説明させていただきます。

11月の5条許可申請件数は計19件で、太陽光発電設備が14件、一般住宅が3件、駐車場が1件、太陽光発電設備の工事のための進入路が1件となっております。議案書10ページから14ページの一覧表及び議案書後半の個別の調査書を見ながらご説明いたします。

1番、申請地は板倉町地内の田、1筆 856㎡となっています。

転用の用途は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル160枚を設置しようとするもので、申請事由は記載のとおりとなっております。

契約内容は所有権移転 売買、農地区分は、第2種農地に区分されます。

議案書の69ページをお開きください。調査書となっており、許可にあたっての判断項目を載せておりますが、各項目とも適正なものとして判断しております。

モニターをご覧ください。現地の様子はご覧のとおりです。

議案書の10ページにお戻りください。

申請番号1番の備考の欄をご覧ください。

都市計画法の開発許可を要さない案件となっており、本市の再生可能エネルギー条例の確認が済んでいることを確認しています。

続きまして、2番、月谷町地内の田、1筆、1,086㎡のうち63.88㎡となっています。転用の用途は太陽光発電設備の工事のための進入路で令和6年3月31日までの一時転用、申請事由は記載のとおりとなっております。

契約内容は賃貸借権の設定、農地区分は第2種農地となっています。議案書の72ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものとして判断しております。

モニターをご覧ください。現地の様子はご覧のとおりです。

なお、本案件は続いてご説明させていただく3番と関連しています。

続きまして、議案書10ページ、申請番号3番をご覧ください。

3番、申請地は月谷町地内の田、1筆、1,305㎡となっています。転用の用途は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル200枚を設置しようとするもので、申請事由は記載のとおりとなっております。

契約内容は所有権移転売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の73ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものとして判断しています。

モニターをご覧ください。現地の様子はご覧のとおりです。

議案書10ページ、申請番号3番の備考欄をご確認ください。

本案件は2番の議案と関連しています。

また、本市の再生可能エネルギー条例の確認が済んでおります。

続きまして議案書10ページの4番をご覧ください。

4番、申請地は大月町地内の田、1筆、650㎡となっています。転用の用途は一般住宅用地で、一般住宅1棟を建築しようとするもので、申請事由は記載のとおりとなっております。

契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の74ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものとして判断しています。

モニターをご覧ください。現地の様子をご覧のとおりです。

議案書10ページ、申請番号4番の備考欄をご確認ください。

都市計画法の開発許可申請がなされており、都市計画法第34条第11号により許可予定となっています。

続きまして、議案書11ページをお開きください。

5番、申請地は名草下町地内の田、1筆、876㎡となっています。転用の用途は太陽光発電設備用地で、申請内容は記載のとおりです。契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。議案書の75ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しています。

モニターをご覧ください。現地の様子をご覧のとおりです。

議案書11ページの申請番号5番の備考欄をご覧ください。

備考欄は10ページの1番の議案と同様になっています。

6番、申請地は名草下町地内の田、1筆、826㎡となっています。転用の用途は、太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル136枚を設置しようとするもので、申請事由は記載のとおりです。

契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。議案書の76ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しております。

モニターをご覧ください。現地の様子をご覧のとおりです。

議案書11ページにお戻りください。申請番号6番の備考欄をご覧ください。

こちらも議案書10ページの1番と同様になっています。

続きまして、議案書11ページの7番をご覧ください。

7番、申請地は名草上町地内の田、1筆、925㎡となっています。転用の用途は、太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル156枚を設置しようとするもので、申請事由は記載のとおりです。

契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。議案書の77ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しております。

モニターをご覧ください。現地の様子をご覧のとおりです。

議案書10ページにお戻りください。申請番号7番の備考欄をご覧ください。

こちらも議案書10ページの1番と同様になっています。

続きまして、議案書11ページの8番をご覧ください。

8番、申請地は川崎町地内の畑、1筆、565㎡となっています。転用の用途は、太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル78枚を設置しようとするもので、申請内容は記載のとおりです。

契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。議案書の78ペ

ージをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しております。

続きまして、議案書12ページの9番をご覧ください。

9番、申請地は川崎町地内の田2筆、畑1筆、計3筆、1,198㎡となっています。転用の用途は、太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル187枚を設置しようとするもので、申請内容は記載のとおりです。

契約内容は賃貸借権の設定、農地区分は第2種農地です。議案書の79ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しております。

モニターをご覧ください。現地の様子はご覧のとおりです。

議案書12ページにお戻りください。申請番号9番の備考欄をご覧ください。

こちらも議案書10ページの1番と同様になっています。

続きまして、議案書12ページの10番をご覧ください。

10番、申請地は大沼田町地内の畑、1筆、690㎡となっています。転用の用途は、太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル126枚を設置しようとするもので、申請内容は記載のとおりです。

契約内容は賃貸借権の設定、農地区分は第2種農地です。議案書の80ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しております。

モニターをご覧ください。現地の様子はご覧のとおりです。

議案書12ページにお戻りください。申請番号10番の備考欄をご覧ください。

こちらも議案書10ページの1番と同様になっています。

続きまして、議案書10ページの11番をご覧ください。

11番、申請地は稲岡町地内の畑、1筆、981㎡となっています。転用の用途は、太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル162枚を設置しようとするもので、申請内容は記載のとおりです。

契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。議案書の81ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しております。

モニターをご覧ください。現地の様子はご覧のとおりです。

議案書12ページにお戻りください。申請番号11番の備考欄をご覧ください。

こちらも議案書10ページの1番と同様になっています。

続きまして、議案書12ページの12番をご覧ください。

12番、申請地は奥戸町地内の畑、1筆、499㎡となっています。転用の用途は、一般住宅用地で、一般住宅1棟を建築しようとするもので、申請内容は記載のとおりです。

契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。議案書の82ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しております。

モニターをご覧ください。現地の様子をご覧のとおりです。

議案書12ページにお戻りください。申請番号12番の備考欄をご覧ください。

こちらも議案書10ページの1番と同様になっています。

続きまして、議案書13ページの13番をご覧ください。

13番、申請地は奥戸町地内の田、1筆、877㎡となっています。転用の用途は、太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル138枚を設置しようとするもので、申請内容は記載のとおりです。

契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。議案書の83ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しております。

モニターをご覧ください。現地の様子をご覧のとおりです。

議案書13ページにお戻りください。申請番号13番の備考欄をご覧ください。

こちらも議案書10ページの1番と同様になっています。

続きまして、議案書13ページの14番をご覧ください。

14番、申請地は松田町地内の田、1筆、906㎡となっています。転用の用途は、太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル162枚を設置しようとするもので、申請内容は記載のとおりです。

契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。議案書の84ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しております。

モニターをご覧ください。現地の様子をご覧のとおりです。

議案書13ページにお戻りください。申請番号14番の備考欄をご覧ください。

こちらも議案書10ページの1番と同様になっています。

続きまして、議案書13ページの15番をご覧ください。

15番、申請地は小俣町地内の田、1筆、991㎡となっています。転用の用途は、太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル168枚を設置しようとするもので、申請内容は記載のとおりです。

契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。議案書の85ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しております。

モニターをご覧ください。現地の様子をご覧のとおりです。

議案書13ページにお戻りください。申請番号15番の備考欄をご覧ください。

こちらも議案書10ページの1番と同様になっています。

続きまして、議案書13ページの16番をご覧ください。

16番、申請地は堀込町地内の畑、4筆、計1,591㎡となっています。転用の用途は、太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル168枚を設置しようとするもので、申請内容は記載のとおりです。

契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。議案書の86ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しております。

モニターをご覧ください。現地の様子はご覧のとおりです。

議案書13ページをお開きください。申請番号16番の備考欄をご覧ください。

こちらも議案書10ページの1番と同様になっています。

議案書14ページの17番をご覧ください。

17番、申請地は島田町地内の田、1筆、280㎡となっています。転用の用途は、一般住宅用地で、一般住宅1棟を建築しようとするもので、申請事由は記載のとおりです。

契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。議案書の87ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しております。

モニターをご覧ください。現地の様子はご覧のとおりです。

議案書14ページにお戻りください。申請番号17番の備考欄をご覧ください。

都市計画法の開発許可申請が同時になされており、記載の根拠により許可予定となっております。

続きまして、議案書14ページの18番をご覧ください。

18番、申請地は羽刈町地内の畑、2筆、計1,325㎡となっています。転用の用途は、露天駐車場用地で、申請事由は記載のとおりです。

契約内容は賃貸借権の設定、農地区分は第2種農地です。議案書の88ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しております。

モニターをご覧ください。現地の様子はご覧のとおりです。

議案書14ページにお戻りください。申請番号18番の備考欄をご覧ください。

隣接する宅地と一体で利用する計画となっており、一体で利用する土地の利用見込み及び申請地につけられている仮登記権者の同意を確認しております。

続きまして、議案書14ページの19番をご覧ください。

19番、申請地は小曾根町地内の畑、1筆、1,089㎡となっています。転用の用途は、太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル192枚を設置しよ

うとするもので、申請内容は記載のとおりです。

契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。議案書の89ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しております。

モニターをご覧ください。現地の様子をご覧のとおりです。

議案書14ページにお戻りください。申請番号19番の備考欄をご覧ください。

こちらも議案書10ページの1番と同様になっています。

以上、5条許可の審議案件、合計19件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

1番 入江委員。

1番

1番 入江です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の68ページをご覧ください。

調査年月日、調査班は、議案第1号と同様です。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、5条許可申請について、申請地の現地確認と申請代理人出席の下、調査聞き取りを行いました。

本件は、申請人である徳島県に所在する法人が太陽光発電をするため、申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置したいというものです。

東京電力の電力網に空きがあるなどの条件により複数の候補地を検討した結果、本申請地が適地とのことでした。

転用にかかる費用は、すべて自己資金でまかさないです。設備の設置後に別事業者へ売却を予定しており、別事業者が経済産業省の認定によらず、電力を必要とする顧客へ売電を行う計画とのことでした。

整地を行った上で、防草シートを敷設する計画で、遠隔監視システムにより監視を行い、設備を所有する事業者の責任により管理を行う計画であるとのことから、周辺農地への影響はないものと判断しています。

結論として、申請地は、板倉町内の第2種農地であり、申請者の実情から転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしているが、調査班の質問に対し、その場で回答できなかったものについては11月17日までに提出することを求め、それらの回答が適切なものであれば、調査班としては許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

主任

事務局より補足でご説明申し上げます。

調査会での調査班のみなさまからの質問に対し、出席した申請代理人が回

答できなかった点について、17日（金）までに回答を求めましたが返答がなく、24日（金）に回答がありました。

フェンスの設置に関してですが、境界からどの程度離隔をとるかにつきまして、測量を実施し、境界から50cm内側に設置する計画とのことです。

防草対策ですが、透水性のある防草シートを採用することによって、遠隔監視システムを活用し、雑草が確認できた場合は適宜対応することです。

また、メンテナンス用の駐車スペースですが、隣接する市道の幅員が狭いため、駐車できる土地を探すとのことですが、もし見つからない場合には、2名以上で作業を行うこととし、交通の支障が生じないように対策を講じることでした。

また本案件は、これまでの許可申請と異なり、特筆すべき点として、申請人が土地を取得、設備を設置後、別の事業者へ設備を譲渡する計画となっております。

農地法のおよぶ範囲については、許可の目的どおり事業を実施するまでで、その後については農地法の所掌外となっており、国・県からも同様の回答を受けています。

本案件のように、設備設置後第三者へ譲渡することが当初から判明していたとしても、太陽光発電施設を設置する目的を達成できる資力、信用等の審査項目に充足していれば、許可することが相当となります。

以上で補足説明を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、地区推進委員から意見等ございますか。

推進委員 意見ありません。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

3番 岡田委員。

3番 岡田です。

ただいまの案件について、調査班の方々が現地を調査した結果、許可相当と判断されたので問題はないかと思いますが、農地法自体は申請主義なわけで、申請どおりに行われたかどうかまでは確認はしないですし、申請に基づいて総会で慎重に審議しているところだと思います。今の説明を聞きますと、転売で受ける業者がどんな業者か、どんな管理をするのかもわかりませんが、渡人と譲受人、太陽光の内容について審議をしているのですけれど、転売を受ける業者がどこにも出てきませんが、私には単なる資産保有にしか思えないのです。

この業者が、また申請をした場合は許可はできないのではないかと私は思いますが、我々は内容を審議しているので、転売を受ける業者の審議はしていないわけです。

今回は、業者の方も正直に転売と話しているのが不思議ですが、それについて事務局の考えがあれば、お願いします。

主任

この案件につきましては、調査会の際に申請代理人に出席をお願いしました。今回の議案書としては、譲渡人と譲受人が記載されているだけで、この後に転売をうける業者がいるわけですが、申請書には記載されておりまして調査班の方にはお伝えしたところです。

譲受人が設置後に譲渡するのですが、その譲渡された会社がメンテナンスについて責任を持つということで確認しております。

今回の譲受人が事業を行うかどうかの審査をしたときに、資力等に問題がない、発電設備を設置できる能力があるということを確認させていただいているものです。

直近の国、県の回答からすると、太陽光発電設備を設置後転売するような案件について、あくまで農地法の及ぶ範囲というのはその設備を設置できるかどうか、能力や資力があるかどうかということであって、設置完了後、転売したとしても、そのあとは農地法の及ぶ範囲ではない、財産権の問題もありますが、自由に売買できるものになっております。

もし、改めて同じ業者からの申請があった場合には、新しく申請に対して資力や能力があるかどうか、他法令との調整はどうかということを確認すべきところであって、転売があったからといって今後の申請を認めないというのは農地法の範囲を超えていると、国、県から指導をいただいているところです。以上です。

3 番

農地は宅地と比べると土地の値段が安いので、資産保有が目的なのかと思いましたがけれども、転売が明らかなのであれば今回の審査は意味のないように思いますし、もし転売が明らかなのであれば、転売を受ける者が事業を行うわけなので、土地所有者と転売を受ける者が申請者となるべきなのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

主任

今回の案件ですが、岡田委員のご指摘のとおりで、通常は窓口での審査時点で転売がわかる状況であれば、最終事業者の方に申請していただくようにお伝えしているところです。

今回につきましては、譲受人が土地を取得して設備を設置して設備のみを売却して、土地については引き続き所有し続けることになっておりまして、設備を売った会社に貸す形となっております。登記簿上は今回の譲受人が取得したことになります。

3 番

それが資産保有ではないかと思うのですが。

1 2 番

1 2 番 本島です。

1 番だけでなく、1 5 番も同じですよ。

主任

はい。

先ほど、岡田委員より資産保有ではないかとありましたが、農地法で規定されていますのが3条でありまして、農地を農地として取得する場合に資産保有でありまして、例えば高速道路が通る予定があるなどの理由で先に取得しておいて、その後売却するというものが禁止されているものであります。通常

4条、5条で転用したいという場合ですと、そもそもそれが資産保有だったりするような形でありまして、今回は3条ではないので認めざるを得ない状況でございます。以上です。

議長 よろしいですか。他にございますか。

10番 岡村委員。

10番 岡村です。

過去に今回のような案件はあったのでしょうか。

主任 ありませんでした、今回が初めてになります。

10番 早めに指示していただくことが必要だと思います。

議長 今回転売案件ということですが、これまで国は、転売は認めていなかったようなことを聞いております。今年になりまして、着工時、転売先が決まっていればよいということ聞いています。

局長 会長からも話がありましたが、国の見解ですが、今年の8月に栃木県内事務局長事務研究会がありまして、他市からも同様の質問がでておりまして、それを基に県の方で国に確認を取っております。転用を実施し、その計画どおりに実施できているかどうかという視点と、売却については申請時点で明らかになっていけば、それについては農地法の判断としては、申請された事業の確実な実施完了を以って、終了ということなるとのことです。

私共のほうからも個別に県に照会をいたしまして、同様の回答をいただいているところであります。以上でございます。

議長 ほかにございますか。

採決いたします。本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、1番はそのように決定いたしました。

続いて2番から19番までを上程いたします。

本件について、意見を求めます。

10番 岡村委員。

10番 岡村です。

2番と3番について質問いたします。

2番は一時転用ということで、3番の工事が終わりますと進入路が不要になってしまうように思うのですが、メンテナンス時の進入路の確保はどうか確認したい。

主任 モニターをご覧ください。申請地と書かれたところが、進入路の用地となっております。点線の部分が、太陽光パネルを設置する場所になります。

現在表示されているところの右側に官地がございまして、人が通れるような状態でございます。

設備を設置する際は車が通ることになりますので、一時転用部分を含めた個所を通過して作業し、終了後のメンテナンスについては右側の官地部分を通過して申請地に入るということを確認しております。

メンテナンスに来た場合の車両については、2番の申請者の方の宅地に駐車させてもらうということで契約をしたとのことでございます。

10番 ありがとうございます。画面や資料だけではわからない部分を事務局で確認をお願いし、教えていただければと思います。

議長 多くの業者が申請していると思いますが、メンテナンスについても受付時に指導していただきたい。

議長 ほかにごありますか。

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

異議なしと認め、2番から19番まではそのように決定いたしました。

続いて、議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の15ページをお開きください。

議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてをご説明いたします。

当該地が農業上の利用の増進を図ることが出来る農地であるか否かを判断いただくものです。

今回の対象地は、松田町地内の2筆 1, 063㎡です。

令和5年11月7日に、事務局が荒廃農地として把握しております。現況は周囲の山林と一体化した状況であり、11月16日に、調査班による現地確認調査を行いました。

農地の状況につきましては、議案書の90ページをお開きください。左側に1番の位置図、を載せております。

モニターをご覧ください。

いずれも山林の一部であることがご確認いただけたと思います。

議案の説明は以上でございます。

ご審議をお願いいたします。

議長 本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

4番 蓼沼委員。

4番 蓼沼です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日及び調査班は、3条許可申請と同じであります。

調査対象の概要、確認の趣旨については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回非農地の判断を行うにあたり、現地調査を行いましたところ、対象地は集落に近い山の裾野にあり、杉の木が植林されていることを確認しました。周囲が宅地と山林に囲まれている状況からみて、今後農地に復元するための物理的な条件整備が、著しく困難な土地と判断いたしました。

結論として、調査班は非農地として判断いたしました。  
以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、地区推進委員から意見等ございますか。

【意見なし】

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を「非農地」と判断することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第4号はそのように決定いたしました  
続いて議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の16ページをお開きください。  
議案第5号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。  
17ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定及び移転の総括表です。  
貸借権設定について、件数が137件、面積が353,560.88㎡です。  
所有権移転については、件数が1件、面積が3,093㎡です。  
詳細につきましては、貸借権設定を18ページから49ページまでに、所有権移転を50ページに掲載しております。  
18ページをお開きください。貸借権設定の1番について、新規就農の案件ですので補足の説明をいたします。  
議案書の91ページをご覧ください。11月16日に開催された運営委員会の資料となります。ページの左側からご覧ください。審査概要となります。申請人は埼玉県川越市在住の個人で、申請地を使用貸借で借りて、水稻と野菜作りを行いたいとのこと。申請人は妻と足利市に移住予定であります。移住先は申請地から見て道路を挟んで北側となります。  
91ページ右側が位置図となります。須花トンネルの手前となります。  
申請地は名草中町にある田と畑、計7筆、面積は3,742㎡となります。契約期間は3年間です。  
92ページの左側から営農計画書、ページ右側に農機具の状況、93ページ左側に家族状況・農業経験の有無、94ページに利用権設定申出書を掲載しておりますので、ご確認をいただきたいと思います。  
50ページをお開きください。  
売買について追加説明をいたします。  
こちらにつきましては、3条申請番号4番と同一の受人、渡人になりますが、こちらは農振農用地の青地となりますので、基盤強化法での売買を行うこ

とにより、双方にメリットがあるということで3条申請とは別に利用権での売買ということになっております。

議案の説明は以上でございます。審議の後、承認をいただきましたら、11月30日付けで公告の手続きを行います。

よろしく願いいたします。

議長

本件は先に貸借権設定の1番を上程いたします。

本件は運営委員会で調査しておりますので、報告を求めます。

12番 本島運営委員長。

12番

12番 本島です。

1名の新規就農について、運営委員会の実情調査の結果を報告いたします。

今回、申請人からの農地の利用権設定の承認の申出に伴い、申請資料にもとづきまして、申請人とその兄の出席のもと、実情調査を行いました。

調査年月日は、令和5年11月16日、木曜日、運営委員4名で調査を行いました。

申請内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

申請人夫婦ともに足利市生まれで、非農家世帯の出身です。

現在、住まいのある埼玉県で、農地を相対で借りて野菜栽培をしています。

足利市にUターン移住を検討していた中で、農地付き住宅が不動産屋から紹介されました。

申請人は野菜作りを継続したかったことや、米作りにも興味があり、農地所有者から田んぼ及び農機具の提供・指導も受けられる見込みも立ったため、申請に至ったものです。

今回、同席した申請人の兄も市内に居住しており、申請人夫婦と一緒に農作業を行いたいと話していました。

申請人は、地元住民や地元農家・集落営農組合と積極的に交流を持とうとしており、今後、「名草地区の農家として、農業規模拡大を目指したい」という言葉もあり、申請人に営農への意欲があることを確認いたしました。

結果として、運営委員会といたしまして、申請人の新規就農および利用権設定を承認したいと考えています。

以上で、報告を終わります。

議長

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、貸借権設定の1番はそのように決定いたしました。

続いて2番から5番までを上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、12番 本島委員の退席を求めます。

【10時17分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、貸借権設定の2番から5番まではそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した本島委員の出席を求めます。

【10時18分 出席】

議長 続いて、貸借権設定の6番から137番まで及び所有権移転についてを上程いたします。

本件について、意見を求めます。

【「異議なし」の声あり】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、貸借権設定の6番から137番まで及び所有権移転についてはそのように決定いたしました。

続いて、議案第6号 足利市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」の見直しについてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の51ページをお開きください。

議案第6号 足利市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」の見直しについて、ご説明いたします。

農業委員会等に関する法律の第7条により、「農地等の利用の最適化の推進に関する目標」、「推進の方法」、「目標の達成状況の評価の方法」、以上3つの項目について、農業委員会が指針を定めることとされています。

今回の指針の見直しにつきましては、当初の指針策定から5年以上経過していること、法改正により「目標の達成状況の評価の方法」を定めることが規定されたこと、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想が改定されたこと、委員の改選があったこと、以上のことを踏まえて行うものでございます。

なお、本見直し案につきましては10月17日に開催されました運営委員会にてご協議いただき、10月25日に開催されました全員協議会におきまして全委員の皆様にご承認いただいております。

議案書は新旧対照表となっております、各ページ左側の下線、右側の抹消線が付されているところが改正する箇所でございます。左側の改正後の全文を読み上げまして、説明に代えさせていただきます。

【本文読み上げ】

以上でございます。

ご承認いただけましたら、本日付けで指針が改定されます。また、改定された指針を足利市のホームページに掲載いたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第6号はそのよう決定いたしました。

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

なお、議案書中ほどに農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第6回足利市農業委員会総会を閉会いたします。

【10時29分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年12月25日

足利市農業委員会

4番委員

11番委員